

室内空気環境簡易測定器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市が所有する施設において川崎市有施設シックハウスマス対策ガイドラインに基づく測定等を実施するため、健康福祉局保健医療政策部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）及び区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課（以下「区役所衛生課」という。）が管理する室内空気環境簡易測定器（以下「簡易測定器」という。）を貸し出す場合に必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 簡易測定器の貸出対象者は、川崎市が所有又は管理する施設の施設管理者及び管理委託者とする。

(貸出窓口)

第3条 貸出窓口は、生活衛生課及び区役所衛生課とする。

(貸出手続き)

第4条 施設管理者は、簡易測定器の貸し出しを受けようとするときは、生活衛生課長に簡易測定器借用申請書（様式1）を提出するものとする。

2 施設管理者が貸出窓口を区役所衛生課とした場合又は区役所衛生課が所有する簡易測定器の貸し出しが必要な場合は、生活衛生課長から区役所衛生課長に簡易測定器貸出依頼書（様式2）により依頼するものとする。

3 簡易測定器の貸し出しを決定したときは、生活衛生課長は施設管理者に簡易測定器貸出使用承認書（様式3）を交付するものとする。

(貸出台数、貸出期間等)

第5条 簡易測定器の貸出台数は、原則として2台以内とする。ただし、生活衛生課長が特に必要と認める場合は、台数を増やすことができる。

2 簡易測定器の貸出期間は、原則として10日以内とする。ただし、生活衛

生課長が特に必要と認める場合には、期間を延長することができる。

3 施設管理者が貸し出しを受けた簡易測定器の借用期間の延長を希望する場合は、あらかじめ生活衛生課に電話等により連絡し、承認を受けなければならぬ。

(消耗品等)

第6条 簡易測定器での測定に必要な消耗品等は、施設管理者が負担するものとする。

(弁償)

第7条 簡易測定器の貸し出しを受けた施設管理者が、故意又は重大な過失によって簡易測定器を紛失し、又はき損したときは、現物により弁償しなければならない。

(管理委託者への貸し出し)

第8条 管理委託者への簡易測定器の貸付料は、公益上の理由により無償とする。

2 管理委託者へ簡易測定器を貸し出す場合は、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条の規定を準用し、第4条第1項、同条第3項及び第5条中「生活衛生課長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の要綱の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる
◦

様式 1

簡易測定器借用申請書

年 月 日

【宛先】 長

【申請者】

川崎市有施設シックハウス対策ガイドラインに基づく測定等を実施するために、簡易測定器を借用したいので、申請します。

なお、故意又は重大な過失によって借用した簡易測定器を紛失し、又はき損したときは、現物により弁償します。

貸出窓口	<input type="checkbox"/> 生活衛生課 <input type="checkbox"/> 区役所衛生課	
貸出期間	年 月 日 ()	～ 年 月 日 ()
簡易測定器の機種及び台数	F P - 3 1 <理研計器株式会社>	台
	G S P - 2 0 0 <株式会社ガステック>	台
	G S P - 3 0 0 F T - 2 <株式会社ガステック>	台
	その他 ()	台
主な使用場所 (施設名、所在地等)		
担当者	所 属： 氏 名： 連絡先：	

貸出時記入欄

貸出 年 月 日 () 上記の物品を預りました。 (来課者) 所 属 氏 名 連絡先		返却 年 月 日 () 上記の物品を返却しました。 (来課者) 所 属 氏 名 連絡先	
動作確認 <input type="checkbox"/>	担当	係長	担当
			動作確認 <input type="checkbox"/>

様式 2

簡易測定器貸出依頼書

年 月 日

【宛先】

衛生課長

健康福祉局保健医療政策部生活衛生課長

別添様式1（写）のとおり簡易測定器の借用申請があつたため、次の事項について依頼いたします。

借用申請内容	申請者：							
	貸出窓口：							
	貸出期間：	年	月	日（　）	～	年	月	日（　）
	主な使用場所：							

貴課の次の簡易測定器を生活衛生課に貸し出しをお願いします。

機種及び台数							台
生活衛生課への送付	<input type="checkbox"/> 不要						年 月 日（　）
	<input type="checkbox"/> 必要 → 到着希望日： 返却予定日：						

貴課の窓口で次の簡易測定器の貸し出しをお願いいたします。

機種	台数	備品登録課	備考

貸出時記入欄

貸出			返却		
年 月 日（　）			年 月 日（　）		
上記の物品を預りました。			上記の物品を返却しました。		
(来課者) 所 属			(来課者) 所 属		
氏 名			氏 名		
連絡先			連絡先		
動作確認	<input type="checkbox"/>	担当	係長	<input type="checkbox"/>	担当
					係長

様式 3

簡易測定器貸出使用承認書

第 号

【宛先】

様

年 月 日 付けの借用申請について、次のとおり、決定をしましたので、通知します。

年 月 日

長

簡易測定器の機種及び台数	
主な使用場所	
貸出期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
貸出窓口	
(貸し出しにあたっての条件)	